

保有個人情報等の保護に関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意を持って委託業務を行うものとする。

(漏えい等の防止措置)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(秘密保持義務)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の使用及び第三者への提供)

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

(個人情報等の持ち出しの禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

(契約終了後の措置)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却又は廃棄しなければならない。

(個人情報等の取扱者の限定)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。

(個人情報等の複写)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理及び検査)

第10条 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査させることができる。

(事故等発生時における報告)

第11条 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかにその内容を甲に報告する。

(違反した場合における損害賠償の措置等)

第12条 乙は、法令又はこの契約に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第13条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合、並びに法令又はこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。